

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 26 年度 第 24 回定例  
3 月 16 日（月）

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子は、

平成 27 年 3 月 16 日に教育委員会第 24 回定例会を招集した。

1	開催日時	平成 27 年 3 月 16 日 (月)	開会 閉会	10 時 30 分 17 時 15 分
2	会 場	教育委員会議室		
3	出席者	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 委 員 委 員 委 員 (教育長)	溝 口 紀 子 斉 藤 行 雄 加 藤 文 夫 興 直 孝 渡 邊 靖 乃 安 倍 徹	
	事務局 (説明員)	山 崎 泰 啓 水 元 敏 夫 池 田 和 久 高 橋 雄 幸 山 本 知 成 中 川 好 広 平 松 明 子 河 野 康 裕 杉 山 和 幸 林 剛 史 渋谷 浩 史 渡 邊 浩 喜 北 川 清 美 増 田 曜 子 福 永 秀 樹 石 井 宣 明 渡 邊 聡 谷 野 純 夫 杉 本 寿 久 南 谷 高 久 篠 宮 晋 士 村 田 雄 一 清 水 雅 夫 長 井 利 樹 杉 山 禎	啓 夫 久 幸 成 広 子 裕 幸 史 史 喜 美 子 樹 明 聡 夫 久 久 士 一 夫 夫 樹 禎	教育次長 教育監 事務局参事兼教育総務課長 健康安全教育室長 教育政策課長 情報化推進室長 人権教育推進室長 財務課長 福利課長 義務教育課長 高校教育課長 特別支援教育課長 社会教育課長 文化財保護課長 スポーツ振興課長 静岡教育事務所長 静岡教育事務所長 中央図書館長 総合教育センター所長 教育総務課事務統括監 教育総務課参事 教育総務課主査 義務教育課主幹 高校教育課参事 高校教育課主席人事管理主事

#### 4 その他

- (1) 第60号議案は、一部を除き原案どおり可決された。第61号～第73号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項1～11は了承された。

#### 【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、斉藤委員、興委員に願います。

#### 【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。  
第69号・第70号・第71号・第72号・第73議案と報告事項10・11は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第69号から第73号議案と報告事項10・11を非公開とする。  
今回は公開案件から審議を始める。

#### 【報告】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、私から報告がある。  
このたびは一連の教育長の人事案件に関して、県民の皆様にご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。  
本日は、平成27年2月定例会の議案第87号「静岡県教育長の任命について」の審議過程に疑義を抱き、静岡県議会総務委員会竹内委員長に、候補者の面談、聴取を行った上で再審議することの申し入れを行った理由と経緯の概略を説明させていただく。  
もっとも、3月18日に県議会総務委員会より参考人としての招致を受けたので、本日のこの場では、個人情報に関わる詳細について立ち入ることは差し控えさせていただきたい。この点、御理解をお願いします。また、メディアの方々も御質問等あるようだが、3月18日の参考人招致があるので、この説明をもって御理解いただきたいと思います。  
本日は、今回の騒動の論点と指摘されている以下の3つの問題について説明させていただく。  
一つ目は、高木桂藏氏の経歴に疑義を抱いた経緯。二つ目は、総務委員会採決終了後の3月9日に、竹内総務委員長に再審査申し入れを委員長名で行った理由。三つ目は、知事や議会への越権行為にあたるのではないかとということ。この3つの論点について、他方面より御指

摘をいただき、県民の皆様疑問を持たれているのではないかと考えたので、順に御説明する。

一つ目、なぜ、どのようにして、高木桂藏氏の経歴に疑義を抱いたのかという点についてである。きっかけは、2月25日午後、私宛に高木桂藏氏の経歴に関する匿名の投書があったことである。翌日さっそく投書の信ぴょう性を検証するために、過去の新聞を調べたところ、1979年5月22日の朝日新聞朝刊社会面に高木氏に関する記事が掲載されていた。しかし、このことから直ちに、高木氏の教育長としての欠格事由に該当すると考えたわけではない。なぜなら、30年以上も以前のことであることが考慮されるし、地方教育行政法の定める「禁固以上の刑に処せられた」という欠格事由にも相当しないと思ったからである。

しかし、真っ先に抱いた疑念は、知事がこのような経歴を御承知の上で候補者として選定されたのか、という点であった。これは知事の任命責任にも関わることなので、翌2月27日、知事に電話でこの経歴について進言した。知事は御存じではなく、調査をするので掲載記事を大至急送ってほしいとのことだったので、秘書の方を通じて送付させていただいた。同時に、これらの事実は、教育委員会のごく一部の上層部の職員にも情報共有させていただいた。2月27日以降、知事よりこの件について直接の連絡等は受けてはいない。繰り返すが、過去の経歴ゆえに直ちに同氏の教育長としての適格性に疑義をさしはさんだわけではない。

しかし、地方教育行政法には教育長の要件として「人格が高潔」であり、教育に識見を有することが明記されている。報道にあるような事実が過去にあったのであれば、同氏が教育長としてふさわしいということの審議が尽くされ、同氏の教育長としての適格性が、審議の過程でより明らかにされることが必要であると考えた次第である。

二つ目の論点、なぜ総務委員会採決終了後の3月9日に竹内委員長に再審議の申し入れを委員長名で行ったのか、という点である。総務委員会での議論に、二つの決定的に重要なプロセスが欠けていたのではと考えている。一つは、高木氏の経歴についての審議であり、もう一つは、高木氏自身による本件についての説明である。

同氏の経歴については、私への匿名の投書があったことから容易に推察されるように、遠からず、必ず表に出る。教育長任命のプロセスが進んでしまった後から明らかになれば、それまでのプロセスでの議論の内容が必ず問われることになる。二つの手順が踏まれており、同氏が本県の教育長として人格、識見ともにふさわしい人物であることについて、納得のゆく議論が尽くされれば、県民の理解も得られると思う。

本件に関して、30年以上前の案件は教育長に任ずるにあたって何の問題もないということであれば、そのことが審議の中で十分に説明され、明確にされてしかるべきである。それならば県民の納得も得られる。また、仮に過去の経歴に微々たる過ちがあったとしても、その経験を糧に社会貢献を重ね、信頼を築き、人格が高潔で教育、学術、及び文化について識見を有することが、何より本人の説明によって明らかになれば、人選の上での説得力は更に増すのではないか。

とは言え、審議もなされず、御本人からの説明もないまま総務委員会の採決に至ったということを知り、県民への説明責任と透明性のある選考という観点から、審議のプロセスに大きな疑問を抱いたものである。以上に鑑み、3月9日早朝、総務委員会竹内委員長宛に高木氏の過去の経歴に関する疑義の存在と、本人からの聴取を含む再審議の申し入れをメールで行った。このメールは一部の総務委員、教育委員会事務局にも同時に送信している。また、この申し入れは委員長個人としてであり、教育委員会の総意ではない。

いろいろな議論があろうと思うが、議会に再審議の申し入れを行うことは委員長としての責務と考えたものである。しかし、高木氏のプライバシーにも関わることなので、多くの方に情報が拡散されるのは不適切であると考え、他の教育委員の方々にはこの時点での連絡は差し控え、翌日、教育委員の皆様には事後報告をさせていただいた。その点、教育委員の皆様への御理解・御了解を賜りたい。

一方、メールだけで意を尽くすことも難しいと考え、同日午後、県庁に赴き、総務委員会の議員の方々を訪ねようとしたが、掲示板を見ると皆様御不在であった。そこで、竹内委員長のお部屋に行き、秘書の方に伝言を残して辞去した。

三つ目の論点、本件が、知事や議会に対する越権行為にあたるのではないかという点である。報道によると、独断での県議会総務委員会への申し入れは、知事や議会に対する越権行為に当たるのではないかという指摘もあるようである。

とは言え、これまでの私の行動を「越権行為」と言うのであれば、知事や議会のイエスマンになるしかない。教育委員長としての職責を果たすべく、レイマンコントロールを全うすることが、私にできる最後の教育委員長の仕事だと思っている。直前ではあったが、議会に一石を投じたことにより、県議会は一度立ち止まり、再審することを決定した。このことは、静岡県議会が自浄能力を持った組織であることの証左ともいえる。

18日の参考人招致では、高木氏のプライバシーが保護された上で、県民の疑念を招かない聴取ができることを期待している。私としては、公開できるところは公開し、プライバシーに関わる部分では非公開にすることで審議過程の透明性を保持し、県民の皆様へ疑いを持たれず

に審議が行われるのではと考えている。

以上、長くなったが、本件についての説明とさせていただく。委員の方々から何か御意見等はあるか。

興 委 員： これまでの経緯を御紹介していただき、ありがたかった。今の溝口委員長は、今日この場で初めて接することばかりであり、ここで私の忌憚ない思いを申し上げる。3月9日に溝口委員長が総務委員長宛てにメールを送られた趣を理解しないわけではない。しかし、手続き的にみて、やはり教育委員会として、教育行政を担う組織として、やるべきことが他にあったのだろうというように思う。事務局の方に、別途、県民から届いた声などをどう処理をするのか、規則を少し調べて欲しいと依頼し、私の机上に県民の声担当設置要項という資料が届いている。担当を呼んでここで聞こうと思ったが時間がないので、私が理解する限りのことを申し上げる。私も教育行政のあり方検討会の座長として、県民の声を受け止めて教育行政に活かしていくことは重要な問題なので、それを教育委員会はどこまでやっているのかということについて議論をしたことがあるが、はっきり言うと教育委員会の対応は不十分だというように思っている。検討会の報告書の中でも、課題として書かせていただいた。今日改めて県民の声担当設置要項を見ると、事務局組織の中で、少なくとも課長相当職をもって県民の声担当に充てることになっている。そこには「当該設置機関の所管事項に係るもの、教育委員会の所管事項に係るものは教育委員会として直ちに回答を行う」と書いてあるが、他方、「所管外の意見・提言等については、その概要の聴取を行った上で、確実に当該事項を担当する機関に引き継ぐ」と規定されている。つまり、今回、溝口委員長のところに届いた県民の声が、差出人は県民でないかもしれないが、これが教育委員会の所管事項かということに関して言うと、新しい改正地教行法に照らして見ても、教育委員である者がその人の適格性に疑問を抱いたとしても関与する規則は無い。基本的には首長、県の場合は知事が、その人を適任と思って議会に承認を求める。議会は議会の権限として、知事から諮問があった件について審議をして、承認について判断するということであって、承認されれば知事はその上で任命する。私たち教育委員は、任命された人と教育行政について語り合う。それが教育委員会の教育委員の責務だとすると、この問題について教育委員の立場から言えば、教育委員会の所管外の事項なのだろうと思う。そのため、溝口委員長がここまで踏み込んでやったことは、手続き的にはいかななものかと思わないわけではない。しかし問題は、先ほど御説明いただいたように、2月25日に匿名の投書があり、それで直ちにアクションをとったということがあったようだが、その時点ですでに議会に事案が送られており、それであれば知事のみならず議会にも同時に説明することが、教育委員会サイドに必要なのではないかと思う。それが、県民の声担当設置要項上の規程である。つまり、

所管しているのは誰かということを考えれば、首長だけでなくて議会がボールを預かっているのです、その時点では議会にも情報を上げる責任があったと思料している。問題を提起した委員長に何らの対応が見えず、責任を感じるような状況に追い込まれた溝口委員長が、投書に接した当事者として対応について悩み、3月9日に総務委員長へメールを送られた気持ちは理解できないわけではない。しかし、もし途中で教育委員にお諮りいただいたのであれば、私は的確にそのような手続きが必要であることを申し上げたと思う。併せて、候補者の適格性については、教育委員会としては関与するものではないので、あくまでそういう情報の連絡があったということその事実だけを全部情報として上げてしまえば良かったのだらうと思う。

最後にもう一つ、よく行政機関の責任として、不作為行為が問題にされる。その組織が義務を持っている事項について、適切な行動をとらない場合に不作為責任が問われることになるが、今回の件は義務があることなのかは定かではなく、この事案について不作為が問われるかは微妙な問題だと思われる。しかし、先ほど申し上げたように、溝口委員長が3月9日までの間に様々なことを考え、最終的にこのような行動をとられたわけであるが、私が委員長の立場であっても何らかのアクションはとったのではないかと思うので、溝口委員長の今日の御説明は理解できる。ただし、委員長には申し訳ないが、やはり手続きに瑕疵があったことは問題ではなかったかと思わないわけではない。

委員長：他に、加藤委員はどうか。

加藤委員：委員長に対して、旧来の委員会制度で県民の皆様がどういう期待をしているのかというと、我々が市民として行動し、市民として行政に対して対応していくということだと思う。私の委員長時代にも、いろいろな方から、「直接行政には言えないけれども、教育委員長に対しては言いたい」として、いろいろな書き込みや訴えがあった。その中で、必要であるものはその都度、事務局に伝え、または教育委員会の場で議論をさせていただいた。したがって、私が溝口委員長と同じ立場であれば、前後はあったかも知れないが、同じ行動をしていたのではないかと思う。特に総務委員会での審議打ち切りと議会の閉会が非常に近い時期にあって、とにかく自分が知り得た情報、県民が知り得てどうしても委員長に伝えておきたいと判断した情報について、その後の報道で議論された形跡がないということを確認した際には、議会閉会の前に伝えるということは、民間から選ばれた非常勤の教育委員としてやるべきことではないかと思う。また溝口委員長は事実を伝えただけであって、あくまでその事実に基づいてどのような判断をするかということは、知事と県議会に委ねているわけなので、これは咎められるような内容ではない。そのような意味で、溝口委員長が報告されたことを承認したいと思う。

委員長：斉藤委員はどうか。

齊藤委員：私も、溝口委員長が今回、委員長としてとった行動を支持する。興委員から御指摘があった手続き論ということにおいて、溝口委員長の今回の行動には、若干の問題があったということは確かにあるかもしれない。しかし、もし私が、そのような情報を知り得たならば、今加藤委員も発言されたが、やはり自分のところでそれを停滞させることなく、まず一日も早く伝えなければいけないと考えたと思う。今回は、県議会の総務委員会と知事の両方に情報を届けたわけであるが、同じように時間を移さずに行動しただろうというように思う。この情報は県の教育行政のトップを決める人事に関するもので、それほど重い情報である。溝口委員長としては大変悩んだ末であり、また他の委員を招集して意見を求めるという手続きをとる時間はなかったのである。それよりもスピードを優先したということであるので、私も支持したいと思う。

委員長：渡邊委員はいかがか。

渡邊委員：素人のような意見で申し訳ないが、私たち普段教育に携わる者同士、お互いの信頼関係の中で動いているということが続いてきた中において、よもやこのようなことが起こるというのは想定していなかった。その中で、溝口委員長がこのような匿名の情報を得たことによって、いろいろと悩んだ中で最善の策と判断し、迅速さを最優先に行動されたということに関して、その手続きについては問題があったかもしれないが行政のプロではなかったという立場を考えると、教育委員長としての職務を果たそうと一生懸命やってくくださったことに対して、私も非常に敬意を表したいと思う。そのため、先ほどの御説明にあった内容について、支持させていただきたい。

興委員：先ほど申し上げたが、3月9日の時点になってみてならば、分からないことではない。しかしながら、議会最終日、総務委員会で知事も出席した非公開の秘密会が開かれ、結果として総務委員会でもう一度審議を求めるような状況に至ったが、先ほどから申し上げているように、「最初に情報に接した時点で直ちに当該関係機関に情報が伝わっていたとしたら、担当の総務委員会で十全な審議が行われていたのではないか」と思わないではいられない。3月18日の総務委員会において、溝口委員長が事情説明をされるとしたら、やはり改めてこういう場を作らざるをえなかったことは、結果として委員長の情報提供が遅かったことが原因であるということが否めないと思うので、その点は心に秘めて対応していただければありがたい。そういう意味で私は、3月9日の時点に至っては理解できないわけではないが、もっと前に情報提供をいただければ最善の道が拓かれたと思っている。

委員長：皆様の御意見に感謝する。皆様から御支持をいただいて、御了解もいただけたかと思う。また、いろいろと御質問もあると思うが、3月18日の総務委員会で参考人として対応していく。プライバシーの問題もあるし、3月9日に至る細かい経緯もいろいろあるので、これ以上の



発言はここでは控えさせていただいて、総務委員会で真摯にお答えしていきたいと思う。

【緊急報告】

委員 長： ここで、教育総務課長から緊急の報告がある。

教育総務課長： 今お手元に資料を配付している。報道等ですでに御承知の案件かと思うが、教員に対して脅迫文が届く事件が全国で相次いでいる。脅迫文の内容は裏面にあるが、内容は新聞等でも御存知だと思うので、説明は省略させていただく。教育委員会としては3月12日にこの事実を知り、県立学校長及び市町教育委員会教育長に対し、教員への注意喚起を要請するとともに、脅迫文が届いた場合には、速やかに警察に相談し、教育委員会へも報告するよう依頼した。今日現在、県内の発生件数としては90件、90人の教員に脅迫の手紙が届いている。今のところ、被害はない。なお、この90件全てが義務教育の教員である。

委員 長： これは全国的にも報道されているが、静岡市と浜松市は多く発生している。現在のところ、教員から問題点は挙がっているのか。

教育総務課長： 今のところ特に聞いてはいない。共通点を探っている状況である。

委員 長： 他に御意見等はあるか。

加藤委員： 最近は一般的な犯罪でも、窃盗や強盗などが減って詐欺によるお金の奪取が増えている。今回の件もある意味では脅迫であり、一般論をもって善良な教師に対して恐喝をはたらいているということである。十分注意していただきたい。

そして、このようなものが出たら、すぐに教育委員会事務局に伝えるよう、併せて言っておかないと、オレオレ詐欺と同じで、個人で解決しようとして個人の中で問題が埋没してしまう恐れがある。その点については、事務局からお願いしてほしい。

教育総務課長： 承知した。

興委員： このような脅迫の手紙をもらった人の中には、自分が該当すると思うような人が、それなりの人数として存在しているのか。昔の話もあると思うので、真剣に教育に取り組んだ者が、現規定に照らしてみると体罰等で問題になる可能性があると思う。そのためこの脅迫に応じてしまう方がいる可能性はある。その意味では、学校内において、関係する教職員が、情報を規則に照らしてトップまで上げ、それを記録として残しておくシステムを整備しておけば、組織としてガードができたはずである。そのような規則があるかどうかは定かではないが、そのところが欠けていた可能性もあるのではないか。

あわせて、先ほど県民の声設置要項を紹介したが、必ずしも県教育委員会事務局だけの問題ではなく、教育事務所にも教育現場にもそれぞれそのような窓口が設けられている。むしろそちらの方が組織として機能しているということもあるのだろうかその点も含めて、一度実態

がどうなのか検証してくれるとありがたい。

委員 長： 本件の報告を了承する。

**第60号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則**

**第61号議案 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則**

**第62号議案 静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則**

**第63号議案 静岡県教育委員会事務局処務規程の一部改正**

**第64号議案 静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正**

**第65号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正**

**第66号議案 静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則**

**第67号議案 静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則**

**第68号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則**

委員 長： 議案書1頁「第60号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則」、議案書12頁「第61号議案 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則」、議案書19頁「第62号議案 静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則」、議案書22頁「第63号議案 静岡県教育委員会事務局処務規程の一部改正」、議案書25頁「第64号議案 静岡県教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正」、議案書28頁「第65号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正」、議案書33頁「第66号議案 静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則」、議案書36頁「第67号議案 静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則」、議案書42頁「第68号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則」について、一括して池田教育総務課長・山本教育政策課長・林義務教育課長よりそれぞれ説明願う。

教育総務課長： <第60号、第61号、第62号、第63号、第64号、第65号、第66号議案についての説明>

教育政策課長： <第67号議案についての説明>

義務教育課長： <第68号議案についての説明>

委員 長： まず第60号議案から審議する。質疑等はあるか。

興 委 員： 事前に資料が届いたので事務局には意見を伝えたが、十分反映されている趣ではないので、この場で改めてこの提案の背景を説明いただきたい。

なお、先ほどの教育総務課長の説明では別紙資料だけで説明されたが、これだけ見てはよく分からないので、このような資料には口頭であっても「当該規則の第何条」のように、符合して説明いただきたい。そ

れが行政としては必要だと思うので、今後心していただきたい。

さて、内容に移る。教育委員会定例会の開催回数であるが、これまでの「月2回」を「月1回以上」に変更する。その理由として月3回にする可能性もあることを説明された。3回ということについては、もともと教育委員会は臨時会を開催することができるので、したがって臨時会で対応できることまで、あえて定例会とする必要はない。つまり、定例会で議案が処理できなければ、臨時会を開けばよいのである。「月1回以上」にすることで、「月2回はやりません」というメッセージに等しくなってしまうことを憂慮している。来年度から新たに総合教育会議が開催され、教育委員会にとって一つの時代を画する新たな改革となるが、総合教育会議は教育委員会の本来業務、教育委員会として執行責任を担うところまでは基本的には立ち入らないものである。大きな大綱を定め、このような形で教育委員会が教育行政を行うべきというプリンシプルを議論するような場にしか過ぎない。その意見を預かって、教育委員会が教育委員会定例会等で審議していかなければいけない。そしてその議決が伴ってはじめて、教育委員会としてのアクションが取れるのである。したがって、総合教育会議が開催されたからといって、回数を縮減する必要は一切ない。むしろ、教育委員会活動は活発化されることが期待される。

また、月1回以上でいいという提案には、移動教育委員会等の活動も入っているからという理由もあると聞いたが、移動教育委員会は本来の教育委員会活動かというのと、もっと教育委員会が教育委員会事務局からの情報の提供を定期的を受けることによって、教育の現場における問題点を洗い出すことは十分できると思う。指導主事の役割がわざわざ法律で明記されている限り、指導主事の活動が見えない状況で、むしろそこのところを可視化することが教育委員会としては必要なのだと思う。その意味で、「月2回」を「月1回以上」とすることは、いつか時代の要請としてそうなることがあるかもしれないが、今このタイミングで変更する必要は一切見当たらない。むしろ、今ここで変更してしまうと、後で弊害が生ずる可能性があるので、今回の変更ではこの案は削除し、現行のままにしていきたい。

ところで、2(2)の「会議の招集者である教育長が会議を開催できないと判断した場合に、教育委員会の権限の属する事務を臨時代理することができる規定の整備」は、7頁の規則第3条のことか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： わざわざ別紙にまとめられているが、「会議の招集者である教育長が会議を開催できないと判断した場合に、教育委員会の権限の属する事務を臨時代理することができる規定の整備」では何を言っているのか分からない。余分な言葉が入っていて、必要な言葉が抜けている。「会議の招集者である教育長」というのは、当然なのであえて書く必要はない。第3条には「教育長は、前条に掲げる事務について」とあって、

大事なのは「緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、非常災害その他やむを得ない事情により教育委員会の開催が不可能であると認めるときは」、すなわち「会議を開催できないと判断した場合」だけではなく「緊急に処理しなければならない事由が生じ」とパッケージなのである。そのことを明記して、したがって臨時代理を教育長が行うのだということを書けば、「これは理にかなっている」という判断ができる。せつかくこの別紙資料をまとめていただいたが、何を言っているのか分からないので、教育委員会はこの資料で説明してもらって判断するわけにはいかない。条項と照らして条項を確実に表現していただくと「素晴らしい資料」と感嘆できるので、ぜひそのようにしていただきたい。

あわせて、別紙には「委任された事務の報告について、適切な時期に行うものとする」と書かれているが、それは8頁の第6条の第1項に該当するのか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： それにはどう書いてあるかというところ、「年度中に1回以上、その概要をまとめて教育委員会の会議に、報告しなければならない」とし、「ただし、教育委員会が重要なものとして別に指定するものについては、直ちに報告しなければならない」とある。別紙資料では、「重要なものと指定するもの」については括弧書きで書かれているので、それはそれでよいとして、「適切な時期に行う」というところは、法令上何も書かれていない。何が縛られているかというところ、「年度中に1回以上、その概要をまとめて」ということである。別紙資料にもそのように記載してくれれば、「そのようなタイミングで教育委員には報告されるのだな」と思うので、教育長の報告を私たち教育委員が承知すればいいことが見えてくる。そのように書いてくれると教育行政の責任を担う教育委員会として、いろいろな良い意味での羅針盤が見えてくるのではないかと思う。

委 員 長： 興委員の御意見について、教育総務課長はどうか。

教育総務課長： まず、定例会の回数であるが、「月2回」と決めてしまっているのかということがある。「月1回以上」という書き方でも「月2回」はクリアできると思っていたが、そのような御心配があるのであれば、例えば「月2回程度」や「原則月2回とするが、ただし教育長が認める場合にはこの限りではない」というような書き方ができるのではないか。確かにここで「月1回以上」に変更することで、「教育委員会の活動を月1回にしてしまうのではないか」という解釈をされてしまうのであれば無理に変更するものではないが、「月2回」と決めてしまっているのかという疑問も残る。

なお、別紙資料の表現については、御指摘のとおり分かりづらい内容なので改めさせていただく。

委 員 長： 他の委員はどうか。

今の論点は、「月2回」を「月1回以上」に変更するのは時期尚早であり、逆に活動を制限してしまうのではないかということである。それ以外に何か御意見はあるか。

私はもう一つ、会議録署名の人数を「委員2名」から「教育長及び委員1名」にするということが気になるが、今の「委員2名」だと何か不都合はあるのか。

教育総務課長： 特にないが、今回、国の規程で教育長が必ず署名すると書かれているので教育長プラス1名としたが、結果的に署名者は2名でこれまでと同じということになる。

委員 長： その署名者の選定は、教育長が行うのか。

教育総務課長： そうである。

委員 長： それも毎回交代していくのが普通であるが、いつも特定の委員が署名することもありうるので、私は「委員2名」のままでいいと思う。プラス1名の選出の仕方が明記されていないので、いつも同じ人だったり、「この種類の議案のときはこの人」のように決まっていたりすることもあるかもしれない。その点の解釈が納得できればいいが、今のままで問題がなければ、定例会開催回数とともに特段変える必要はないように思う。他の委員はどうか。

斉藤委員： 定例会の回数については、教育総務課長が言った「月2回程度」の表現でもいいのではないか。確かに「月1回以上」に変更すると、御指摘にあったように後退している印象を与えてしまう。かといって、3回にもなるし2回もある、のように自在に解釈ができるのもどうかと思う。

委員 長： 確かに「月1回以上」にはネガティブなイメージがある。

委員 長： 認識しておいていただきたいのは、定例会は議決する場だけではなく、定例会は教育委員会が抱えている問題を協議していく場ということである。オープンに議論することが定例会として必要であって、先ほどの教育総務課長の説明では「処理する事案の多寡によって1回から3回」ということであつたが、臨時会がもともと設けられているので、月内に処理すべき事項があれば臨時会を開催すればいい。したがって、定例会に加えてもう1回必要であれば、臨時会なのである。

また、今までの静岡県教育委員会における協議会というのは非公開であつたが、むしろそういう途中の過程を明らかにした審議こそ、県民にとって必要な情報なので、それを明らかにしていく姿勢が今の時代の要請だろうと思う。そのため、今まで月2回やっている定例会を2回以上やる必要はないというような判断は、この段階ではできないと思う。総合教育会議から宿題が出される可能性すらある。そうであれば、もっと活発化する方策を考えておくべきではないか。事前に回数を縮減するという方針は、この段階で出すのは不適切であると思う。一年間運用した上で、そこまで必要なかったのであれば修正すればいいのであって、今はまだ総合教育会議がスタートする段階であり、そ

こまで踏み込む必要はないと思う。

加藤委員：民間企業においても、取締役会定例会の回数等は決まっている。そのとき、「何回以上」のような規定では取締役も準備が整わないので、例えば「毎月第1水曜日と第3水曜日に開催」のように決めてある。そして、定例会があることによって、議長側・事務局側からの提案がなくても、その場で参加者は自由に議論できる。定例会の趣旨から言えば、「いつやるのか」をあらかじめ言うておくことが重要であり、「何回以上」という表現は定例会にはそぐわないように感じる。民間の取締役会は、年間行事として決まっており、取締役にはその日の予定を空けておく義務が生じる。そのような意味合いから言えば、定例会であればフレキシブルにする必要はなく、回数も決めておけば良いと思う。

渡邊委員：私も「月1回以上」という表現では「1回でいい」というニュアンスも発生してくるように思う。定例会として定期的集まって、その都度熟議を尽くすという場の確保のためには、回数の確保も必要ではないか。

委員長：全委員の御意見が出たが、「月1回以上」への変更には賛同が得られていないように思う。「月2回程度」という提案もあったが、それについてはどうか。

教育総務課長：法規担当者から、「程度」という表現は、法令上ふさわしくないとの指摘もあった。

教育総務課主査：法規担当から発言させていただく。これまでの御意見を取り入れる方法として、「月2回」を変えないというのが第一の選択肢となり得る。ただそれに若干の柔軟性を持たせるために、「ただし、教育長が認める場合にはこの限りではない」というような例外規定を用意しておくことも可能である。少し問題があるとするならば、教育長は教育委員会の招集権を持っているので、「月2回」と決めてしまうと、それを制限することにもつながってしまう懸念がないことはない。2回は必ずやらなければいけないということで教育長の判断を制限しているの、若干余裕を持たせるという視点で、但し書きを入れるという方法もあるように思う。

加藤委員：確かに「程度」というのはおかしいように感じる。定例会は必ず開く会なので、臨時会はいつでも教育長や教育委員が要求すればできるわけである。定例会はやっておかないと委員会そのものが形骸化してしまう。取締役会も同じで、やると決めたときは必ずやる。そしてその中で、その前の取締役会から現在までの間で、重要なことを報告する義務が取締役にはある。同じように、次の定例会までに起きたことで重要だと思ふことは、その定例会の中で言わなければいけないというルールが参加者にもある。その観点で、定例会はきちんと回数を決めておくほうが良いのではないかと思う。

興委員：私もぜひそうしていただきたいと思う。なお、事務局からの説明で論

理に適わないのは、教育長が会議を招集する責任があるとしても、教育長が必要でないと思って定例会をカットするという権限はないということである。つまり、教育長に招集の義務はあるが、独断で決めるわけにはいかない。必要な議案があれば臨時会にかければいいのであって、先ほどの説明では不十分であると思う。

委員長：皆さんの御意見をまとめると、「月1回以上」という提案は時期尚早ということだと思う。新制度でどうなるか、まだ見えない部分もあるので、ここでは従来どおりとし、今後やってみて必要だと感じたところでまた審議することとする。拙速に審議することではないと思う。それでは、この部分は「月2回」の現行どおりでよいか。

全委員長：（異議なし）

全委員長：次に、署名については議案どおりでよいか。

全委員長：署名者を「教育長及び委員1名」とするということが、溝口委員長が懸念されているのは、「属人的にあの委員だけ」ということにならないようにということなので、そのような工夫ができればよい。しかし、一部の委員が署名するとしても、議事録の内容については全委員が確認する行為が伴うので、問題はないと思う。

加藤委員長：輪番制にすればいいのではないか。ただし、「輪番制」という用語が法令上適当かどうかは分からない。

委員長：常に特定の人にならないという配慮が表記できるのであれば、追記することも考えられるが、なるべく同じ人にならないように、教育長及び委員が共通理解しておけばよいと思う。

それでは、第60号議案について他に意見はないか。

全委員長：（特になし）

全委員長：定例会の回数「月2回」は従来どおりとし、それ以外は原案どおり可決することに異議はないか。

全委員長：（異議なし）

全委員長：では第60号議案を可決する。

全委員長：次に、第61号議案については「事務局参事」を「理事」に職名変更するということが特段問題はないと思うが、意見はないか。

興委員長：第61号議案に関連してであるが、「事務局参事」を「理事」に変えるのは単なる名称のみの変更のようである。ただし、静岡県教育委員会事務局内部規則の中で、「事務局参事は、上司の命を受けて、教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する」と書かれていて、どのような「上司の命」を受けているのか、担当者に確認しても「上司の命」が明確ではない。それでは「事務局参事」の職掌が明らかにならない。ぜひ、行政組織として正しい運営が図られるよう努めていただきたい旨、付言させていただく。

委員長：他に意見はないか。

全委員長：（特になし）

全委員長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

- 全委員 員： (異議なし)  
 委員長： 第61号議案を原案どおり可決する。  
 委員 長： 第62号議案についてはデータベースで文書事務を処理するものでこれも問題はないと思うが、意見はないか。
- 全委員 員： (特になし)  
 委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。  
 全委員 員： (異議なし)  
 委員長： 第62号議案を原案どおり可決する。  
 委員 長： 第63号議案についても事務的な改正である。意見はないか。  
 全委員 員： (特になし)  
 委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。  
 全委員 員： (異議なし)  
 委員長： 第63号議案を原案どおり可決する。  
 委員 長： 第64号議案についても新教育長に関する改訂である。意見はないか。  
 全委員 員： (特になし)  
 委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。  
 全委員 員： (異議なし)  
 委員長： 第64号議案を原案どおり可決する。  
 委員 長： 第65号議案については文書管理の規定であり、これも新制度移行に伴うものである。意見はないか。
- 全委員 員： (特になし)  
 委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。  
 全委員 員： (異議なし)  
 委員長： 第65号議案を原案どおり可決する。  
 委員 長： 第66号議案についても致し方ない変更である。意見はないか。  
 全委員 員： (特になし)  
 委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。  
 全委員 員： (異議なし)  
 委員長： 第66号議案を原案どおり可決する。  
 委員 長： 次に、第67号議案である。総合教育センターの運営に関する規則改正であるが意見はないか。
- 興委員 員： 内容において疑義があるわけではないが、総合教育センターの所長がこの場にいるので質問したい。総合支援課における、現在の職掌から見ても、現行の2班体制の問題点はどこにあるのか。
- 総合教育センター所長： 班をつくることで、班単位で完結する部分がどうしても多くなってしまおうという点がある。例えば、昨年度末に組織改編で他の課からもって来た業務が高校Ⅱ班に多かったという実態がある。学校訪問の際にはⅠ班の者と一緒に行くわけであるが、ワークシェアの意味で、Ⅱ班からⅠ班に業務を移していきたいということがあがるが、そこに班という括りがあると、どうしても横の連携が上手くいかない。例えば、Ⅰ班の班長がⅡ班の職員を指導しなければいけない現状も出てきている。その点で一



体化して、その敷居を低くして、連携をとりやすくしたいというのが一番大きな要因である。また、複合化して、同じように学校訪問をしているので、そこは統一していきたいという気持ちもある。

ここには表現していないが、教科の特性などそれぞれの独自性もあるので、そこに主席指導主事という中間でまとめる役を置いて、さらに調整を円滑に進めていくということで考えている。

興 委 員： 高校班に属する人の定数であるが、現有のⅠ班・Ⅱ班体制と比べ、班構成員の数はどうなるのか。

総合教育センター所長： 班長が今は2人いるが、片方の班長は指導主事を兼ねているので、そのものがそのまま指導主事となる。そのため、定数は全く変わらず、班長の数が1減になる。現状と比べて大きな変化はないと御理解いただければと思う。

興 委 員： 班長以外にもう一つ別の職名も出てきたが、それはどのようなものか。

総合教育センター所長： 主席指導主事というものであるが、指導主事をまとめるだけで、特に管理職ではない。それを2人置いて1人の班長が両方をまとめることになる。

興 委 員： 各班を担っている人のうち、1人が上に上がる組織体制になるのか。

総合教育センター所長： そうである。リーダーとお考えいただければと思う。それで円滑に進めたいということである。

委 員 長： 業務の円滑化ということで、機動力のある組織改編ができるのではないかと思う。第67号議案について他に意見はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

委 員 長： 第67号議案を原案どおり可決する。

委 員 長： 次に第68号議案について、意見はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

委 員 長： 第68号議案を原案どおり可決する。

## 報告事項1 「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」報告

委 員 長： 報告事項1頁「報告事項1 「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討委員会」報告」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： この報告を踏まえて、最終的にどのようなになるのか。

教育総務課長： この報告に沿って、来年度も多忙化解消に努めていく。

興 委 員： 一昨年12月に検討会が立ち上げられて、今年度は各課の取組もまとめてこのような報告になっている。しかし、大事なものは、この報告を

踏まえて今後どうしていくかということである。そのことが資料の中には出てこない。「このような報告が出たので、さらに一層、多忙化の解消に努めていく」というものがどこかにあるのではと思ったが、そのような性格のものと理解してよいか。

教育総務課長： 各課の担当から検討してもらい、来年このようなことをやるということが報告書14～17頁にまとめてある。

興 委 員： 確かに14頁には廃止するものが6項目出ている。見直し結果も15頁に出ているが、具体的なアクションとしてこれらを伴うということか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： それで、検討内容というのは、資料「4 検討内容」に見直しをした等のことがあり、報告内容で「別冊のとおり」とあるが、「これを踏まえて、このようなアクションをとることにしました」というのが重要なメッセージなのである。14頁や15頁に書いてある内容が、事務局として教育委員会に報告されると「そのような対応をとるのだな」と分かるが、それが「別冊のとおり」となっているのは別冊を読まないといけな。それでは説明が不適切であるように思うが、それはいかがか。また、皆さんが検討されて、アクションをとると思うが、さらにレビューもしていくのか。

教育総務課長： 例えば、これによって時間外勤務がどれくらい短縮されたかも見ていく。

興 委 員： 昨年の12月にまとめを作成したものが、これでひと段落したということか。

教育総務課事務統括監： この報告書については、平成25年度の3月に、その段階での報告を一度させていただいている。その中で様々な課題があり、昨年度の報告に基づいて、今年度の取組がスタートしたものである。今年度については、昨年度の結果を踏まえ、特に実効性を持たせるために各課の課長補佐級、これは各課の予算や事業を確実に把握できるポストのため、その方に担当になってもらって今年度スタートした。その中で、今回の報告書にあるように、「4 検討内容」の(1)、(2)については各課で横断的に、(1)については報告書等を見直し、(2)については研修を見直してもらった。また、(3)以降については、課ごとの固有の課題に関する中身を検討して、それに基づく対策として、予算等を含めてまとめた資料である。今後も引き続き、同じ体制をもって多忙化解消を検討した上で、必要によって市町の教育長を集めた会議等もあるので、市町教育委員会に対して「県ではこのような対策をしている」という事例の紹介をしていく。この報告書についてはこの定例会の報告以後、市町教育委員会にも発信して、説明を進めていきたいと考えている。引き続き、継続展開していく。

興 委 員： 別添資料10頁のまとめの最後に「今後も、各学校においては、平成22年4月発行の「学校運営改善事例集」等のうちで効果が期待できる取組をこれまで以上に広め、学校の内部改善を進めることとし、県教育

委員会においては、今回検討した「県教育委員会の業務の見直し」「地域の人たちや教員OB等の積極的な活用」「学校情報化の推進」等についてさらに取り組んでいくとともに、他の取組についても、引き続き検討していくこととする」とあるが、この検討結果を学校現場にどう周知するかが触れられていない。大事なのは、この多忙化解消検討会の報告を踏まえ、学校現場にどう周知をするかであり、そのことが報告の中で触れられるべきである。それを報告してくれると具体的なアクションが見えてくる。しかし、教育委員会の報告書の中には見えないので、そのギャップを埋める努力を進めてほしい。なぜなら、教育の現場は疲弊しており、多忙化解消は極めて重要な問題なので、「静岡県教育委員会としてこのようなアクションをとる」ということで実践をさらに充実強化してほしい。

加藤委員： 民間の人間から見ると、多忙化の問題はよく分からない。民間では残業時間の縮小は、業務の効率化を通して行っていく。多忙化というと、「この仕事は全て大事な仕事」ということになる。「学校の子どもたちや保護者が望んでいることについては、効率的に取り組んでいく。そのかわり、望んでいないことはしない」とすべきである。そのような効率化に視点を置いていかないと、子どもの問題が起きたときに、ある先生は5分間で決断し、ある先生は一日かかっても対処できない。その理由が「多忙化だ」と言われても困ってしまう。

私は経営者として、「会社において仕事ができる人間は、時間内に仕事を終わらせている。それで追加の仕事を上から頼まれたときに、常に請け入れられる状態にいるのが優秀な人間。ところが、だらだらと仕事をして、時間内に終わらなくて残業もして、上から仕事を頼まれるといつも「私はこんなに忙しいので、できません」と言う人は優秀ではない。優秀でない人は、将来昇進する機会もない。だから、できるだけ時間内に仕事を終わらせなさい。それで新たな仕事を請けられる体制を常に作っておきなさい」と言ってきた。

では学校ではどうか。今、同じサービス業でも、飲食業でも介護でも、効率化は叫ばれている。自分が考えても解決しないことは、上にあげればいいのであって、それをぐずぐず考えて時間を費やしている現場の姿が見えるが、それ自体が問題なのではないか。

委員長： 今回の報告については、まだ具体的なものが見えづらい。先日の「地域とともにある学校づくり」検討委員会でも、複数の委員から御指摘を受けた。とりわけ、多忙化の中で教育委員会がどのような施策をしているのかというところで、部活動の外部指導者の活用などを事務局側も説明していた。「今回の予算で部活動関連が8千万円ほどあるが、本当に多忙化解消につながっているのか」「それについて、教育委員会でしっかりレビューしているのか」という宿題をいただいた。教育委員会の多忙化解消検討委員会が、まだ外部に見えていないことが感じられた。

財 務 課 長： 予算の関係があるので発言させていただくが、「多忙化解消」という言い方とは別の表現もある。それは「教職員が児童生徒と向き合う時間の確保」である。つまり、加藤委員御指摘の効率化の観点とは少々違うところで、先生が本来やらなくてもよい仕事をかなりやらされているのではないか、あるいは本来やらなければいけないが簡略化できるものがあるのではないか、といった項目を出し合って、先生が生徒と向き合う時間を確保していこうという趣旨である。部活動も含めた予算の観点でも、そのような趣旨でやっていることを補足しておきたい。

委 員 長： 県民も注目している。どのような効果があったのかなど、もっと踏み込んで報告してほしい。成果があれば随時報告してほしい。

興 委 員： 予算に関連して、「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」の副題として「教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に向けて」とある。それは狙いとしては非常に良いと思う。しかし、教育現場の皆さんは困っている。それに対して教育委員会として打つべき手は何なのか、全方位的に考えていくことが大事なのである。それには予算という一つの側面もあるだろうし、予算と連動するのだろうが、教員と事務職員のバランスをどうするかなど、もっと大きな問題にメスを入れない限り、教員の方々の多忙化はそう簡単には解消できない。そのような大きな問題は教育委員会だけで解決できるものではないので、知事部局と交渉していかなければならない。そのような取組が教育委員会として必要であり、事務局だけでできる解決策だけではよくなる。そのところはぜひ教育委員会として判断してほしい。

委 員 長： 総合教育会議で話し合ったほうがいい議論ができると思うので、引き続きそちらでも議論していきたいと思う。他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項1を了承した。

#### 【会議の中断】

委 員 長： ここで休憩とする。再開は13時10分とする。

#### 報告事項6 平成26年度学校指導体制強化検証協議会報告

委 員 長： 順番を入れ替えて、報告事項16頁「報告事項6 平成26年度学校指導体制強化検証協議会報告」について、林義務教育課長等より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

強化検証協議会長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 強化検証協議会長から「賀茂は一つ」というスローガンの下、新たな知見で御提言をいただいた。質疑等はあるか。

興 委 員： 賀茂地区に配置された5人の指導主事は誰なのか。

- 義務教育課長： 静東教育事務所地域支援課に配置されている5人の指導主事である。
- 興 委 員： 具体的な氏名はどこに載っているのか。
- 義務教育課長： 氏名は出していない。
- 興 委 員： 市町教育委員会における事務局長というのは誰か。
- 義務教育課長： 事務局長は当該地方公共団体の行政職の職員である。主に書面上の事務や予算関係の行政事務等に従事している。
- 興 委 員： 別冊資料の「小規模市町村立学校の指導体制強化事業」公募要領には、「指導主事の小規模市町村教育委員会への派遣、指導教諭による他校の教諭等への指導など、指導主事や指導教諭の活用に関する実践及び仕組み作りを支援し、市町村の学校の指導体制強化の実現に資することとする」と趣旨が触れられており、この事業は平成27年3月で終了する。今回のレビューを通して14頁に「派遣による成果」として書かれているが、現状としてはそのように総括しているのか。
- 強化検証協議会長： 5人の指導主事の派遣の成果と言うことか。
- 興 委 員： 要領に沿って、そのような観点からどう考えているのか。
- 義務教育課長： それは公募要領についてか。
- 興 委 員： そうである。
- 義務教育課長： 本検討会に関しては、38頁の「平成26年度「学校指導体制強化検証協議会」設置運営に関する要綱」に基づいている。公募要項は、調査研究の委託に当たって、計画書を出す際の要項なので、それについては若干のずれがある。
- 興 委 員： あえて総括してほしい。
- 委 員 長： 補足するが、2月16日に静東教育事務所で、担当指導主事にも参加してもらって同じテーブルで協議する機会があった。興委員はあいにく御欠席であったが、指導主事の問題などを直接聞いて理解できた。とりわけ、連携の仕方など、指導主事の問題点を挙げていただければと思う。
- 強化検証協議会長： これまで賀茂地区では5町に指導主事が配置されていなかった。ということは、校内研修への指導主事の派遣などができていないという現状であった。その点、今回5人の指導主事が配置されたことにより、校内研修への派遣や定期訪問の後のフォローアップのために学校訪問をすることなどができるようになり、学校の指導体制の強化について成果が見られた。また、この公募要領では、市町村間における指導主事の共同設置等も書かれているが、これについては今回5町に派遣された指導主事が指導主事連絡協議会というものを自主的に立ち上げた。これは、各町が単独で指導主事を配置した場合にはできない仕組みであるが、このようなところで指導主事間の情報共有できるようになった。また、指導主事の間でも初任の指導主事にベテランの指導主事がコンビになることで、指導主事の育成にもつながっており、これらは文部科学省の公募要領にあるように、小規模市町村立学校の指導体制強化の新たな一面を示しているのではないかと考えている。

委員 長： 賀茂地区は前衛的であり、教育長も県の事務局出身の人を登用するなど、進んだ形で賀茂地区独自の解決策が行われている。その一つが、提案にもあった賀茂地区の総合教育会議である。政治の面ではなかなかつながらない市町が、教育だと連携しやすくなる。その意味では新しいあり方を投げかけているのではないか。引き続き、推進していただきたい。

なお、この学校指導体制強化検証協議会は来年度も行われるのか。

義務教育課長： この協議会そのものは本年度で終了であるが、この提言に基づいて、最終的な設置の仕方に関しては各町で考えていただく。ある程度は県でもそれを支援する形で、賀茂地区全体での合意形成に努めていく。いずれにしても、平成28年度には予算を編成しないと平成29年度に動き出せないで、来年度中に筋道がつけられるよう、賀茂地区と連携していきたいと考えている。

興 委 員： 一昨年12月の移動教育委員会で、指導主事を配置する枠組みは結構であるが、人をどのように確保するのが非常に難しい問題だという話であった。個別具体的なことになるが、配置された指導主事はどこにいた人々なのか。

静東教育事務所長： 3人は賀茂地区のそれぞれの小中学校にいた教職員で、特に指導力の高い者、そして授業力が高い者を選定して、推薦していただいて指導主事として受け入れをしたものである。2人は昨年度総合教育センター東部支援班にいた指導主事で、地域支援課として引き受けてそれぞれの町に派遣したという状況である。

興 委 員： 人材を地域の中で回すだけだと、結果としてどこかで欠員というギャップが生じるので、補填というか補充が必要となる。そのため、地域外からこの地域に指導主事が配置されるべきだと思うが、それはいかがか。中で回すのは、一昨年の教育委員長や教育長の要望とは違うと思う。むしろ「補充してほしい」という話であった。

静東教育事務所長： 3人は地元から挙げていただいて、2人はこちらから派遣するというところで話は落ち着いた。実際には遠くから通わなければならない指導主事がたくさんいて、「単身赴任をしなければならないのか」ということになり、地元の人を挙げてもらって研修を深めることで、指導主事としてさらに力量のアップを図りたいという狙いもあって、このように話が落ち着いたものである。

委員 長： それに付随して、担い手がいけないという問題も出ていて、せっかくそのような人材が出てきても次世代にノウハウが受け継がれないという課題も出された。

教育 監： いろいろな御意見をいただいた。一つには賀茂地区の人員配置の問題と教員採用の問題がある。それにも、今の報告をどのように活用していくのか検討していきたい。それから冒頭にも書いてあるが、指導主事の中には将来的に学校経営をされる方もいるわけであるが、その地区に指導主事がいけないということは、10年後20年後にその地域を担う

世代が不足するという問題になる。教員の採用から育成まで、関連付けていろいろと対応していきたい。また、御指摘にあった定数や人件費の問題も難しい問題である。

委員 長：他に異議はないか。

委員 員：(特になし)

委員 長：報告事項6を了承した。

## 報告事項2 静岡県教育委員会次世代育成支援行動計画の策定

委員 長：報告事項2頁「報告事項2 静岡県教育委員会次世代育成支援行動計画の策定」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長：<報告事項についての説明>

委員 長：質疑等はあるか。

男性職員の育児休暇取得率100パーセントという目標の達成はなかなか難しいのではないかと思う。

教育総務課長：出産に立ち会うなどの休暇も含めて、取得率100パーセントと設定したものである。

委員 長：それは当然取得してほしいものである。ベネッセのように育児支援優良企業に贈られる「くるみん」マークなど推進しているところもある。公務員では当てはまらないかもしれないが、そのような企業の育児支援などを参考にしてはどうか。これらの企業の指標を見ると、立会い出産は当然である。その意識も変えていかないといけない。よく「家庭サービス」という言葉を使う男性がいるが、それは「サービス」ではない。「土日は家庭サービスに」などと言うが、母親は毎日「サービス」しているということになる。そうではなく、ワークシェアの意識を持ってほしい。まだまだ意識の違いがあるので、そこから変えていく取組をしてほしい。目標値があれば、自然と意識を変えることが促されていくと思うので、期待はしている。

加藤委員：Z会では、10年ほど前に男性社員が育児休暇を取得した。夫婦ともにZ会の社員で、女性のほうが優秀だから復帰したということではないが、シェアして女性が一年で復帰して、続いて男性が交代で一年間取得したものである。その後は保育園を見つけて二人で働いている。そのときに社内報の中で、初めて育児休暇を取得した男性社員を特集で取り上げ、エンカレッジした。そうすると、「それでは自分も取得してみよう」、「子育ては面白いかもしれない」などの声が出た。漫然と制度をつかって取得率の目標値を設定するのではなく、「子育てって面白い」という体験談のほうが効果的である。Eジャーナルに育休を取得した人の感想を載せたりして、啓蒙していくことが大切なのではないか。

渡邊委員：出産時とか子どもが小さいときだけの問題ではなく、学校の先生のお子さんが入学式・卒業式の際に、勤務校で卒業生の担任になってしま

って自分の子どもの卒業式に参列できないなどということも起きている。子育てとは、産んだだけでなくその後もずっと見守っていくことであり、保護者として全うできるようにきめ細やかには御配慮をお願いしたい。また、担任の先生が育児休暇を取得したときに、比較的保護者の理解が伴っておらず「今年の先生はハズレだ」などの声がかかることがまだある。職場の問題だけでなく、それを取り巻く人々の理解が不十分な部分もある。先生が妊娠して、これからおめでたなのだということを子どもたちと一緒に喜べる環境をつくることによって、その先生と御家族だけではなく、担任したクラスの子どもたちも「仕事をしながら赤ちゃんを産んで育てているのだ」ということを理解する身近なモデルになる。そうすることで、その子どもたちが大人になったときに、自然と出産・育児をしながら仕事をしていくということになじんでいくと思う。

齊藤委員： 制度はあるけれども使われていない。それは多くの場面で起こることであるが、なぜかといえば、休暇をとりにくいとか、上の人達の理解がないとか、そのようなところで行き詰ってしまうのだと思う。そのため、行動計画を立ててこのように進んでいるということを、いかに周知していくのか。管理職だけでなく教職員全員に周知させることが非常に大切だと思う。このような計画を有効に活用して、県民の模範となる育児、ライフワークバランスを推進していかなければならない。そのためには、のような計画に沿って一生懸命行動していることをアピールしていくことが何より大切なのではないかと思う。

興委員： 確かに支援行動計画を読んでみると、腑に落ちるが、何かインパクトが欠けているように思える。報告書3頁の行動計画の目的に「平成17年度から平成21年度まで及び平成22年度から平成26年度までの二つの期間について同法第19条第1項の特定事業主行動計画を策定し、仕事と子育てを両立できる職場づくりのための取組を行ってきました」とあり、「その結果から」として課題を明確にし、「よって」としてこのような計画をつくった結論をまとめている。その下に目標として4項目出ていて、具体的な内容が5頁以降に載っている。しかし、目標の数値と具体的な活動がリンクしているように見えない。現状がどうであるかということ、きちんと計画の中に表記して、「だからこの計画ではこのような目標設定した」とすると、その目標がなぜ設定されたかが見えてくる。たとえゼロベースで目標を立てるにしても、やはり現状あつての目標である。

また、「次世代育成支援行動計画を意識した行動をとった管理職員の割合」を100パーセントにするとあるが、新たに作る行動計画を意識した職員を目標に入れ込むというのはあまりないことである。それを目標の最初に入れることが、いささか疑問である。さらに「年次有給休暇の取得日数」も「1人当たりの取得日数3日増加」と書いてあるが、現状はどうなっていて、それで3日増加させることでどれだけのイン



パクトがあるのかが分からない。そして次の「時間外勤務等平均年間時間数」には「平成26年度比10パーセント減」となっていて、これだけ対比が出ている。現場の現状がどうであって、それに対してどのような数値目標が設定されたのかを明らかにしていけないと、「現状と変わらない程度でいいのでは」ということで妥協されてしまう。せっかく行動計画を打ち出して、全体に周知するのであれば、見えるようにしていただきたい。このままではややアピール性に欠けているのではないかと憂慮している。

教育総務課長： 御指摘のとおり、現状の実績は添付するべきであった。第1期、第2期計画の実績を加えて、発表することとしたい。

委員 長： 加藤委員からどのように啓発していくのかという御指摘もあった。広報媒体はいろいろあるので、活用しながら促してほしい。

加藤委員： 今、「子育てで休むのはけしからん」と言うような上司はいないと思う。ではなぜ育児休暇の取得が進まないのか。それは、男性自身が休暇を取って子育てすることに魅力を感じていないからである。しかし、自分がそう思って取得しないにもかかわらず、取得しない理由を聞かれると「職場の雰囲気」などのように周囲のせいになっているだけなのである。その理由をいくら取り上げたところで、本人の気持ちの根底に「休んでまで子どもの面倒を見たくない」という思いがあるのであれば、解決しない。子育てがいかに楽しいかを啓蒙してほしい。

ところで、子育てが上手くいったかどうかは、思春期で決まると思う。思春期のとき、「あなたには何があっても相談したくない」と言われる父親がいるが、それはどうして起こるのか。それは、子どもがもっと素直なときに接していないからである。そのため、「あなたは、自分の子どもが、親子関係が断絶したまま成人して、父親がいなくてただ母親の顔を見に帰省するような家庭をつくりたいのか。それとも、父親がいるときこそ帰省したいと感じるような家庭をつくりたいのか。その境目は幼児期の接し方だ」と伝えると、心に響く。実際、子どもの、母親に対する思いと父親に対する思いには格段の差がある。「それは子どものときの父親の接し方に問題がある」と伝えれば、「それでは接し方を変えよう」と考えるのではないか。

委員 長： 今の男性からの育児論は、私たち女性には考え付かないものであった。このような御意見もあるので、ぜひこの計画を促進していただきたい。他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員 長： 報告事項2を了承した。

### 報告事項3 監査結果に関する報告

委員 長： 報告事項10頁「報告事項3 監査結果に関する報告」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 10頁の「3 監査の結果」に「また、今後検討を要する事項として、教育委員会及び学校に対して「公費基準の明確化と厳格な適用」、「説明責任の履行」を求められた」とある。現場でそのような問題があったので学校は当然だとしても、教育委員会に求められたというのは、平成24年度の行政監査を踏まえて平成25年3月に公費基準が定められたが、執行面で問題があるということであるので、監査の立場からすれば、なんら実効性が担保されていないのではないかという憤りに近いメッセージであると受け止めるべきである。教育委員会に対して、とても重い反省を求められたのだと理解している。そのため、淡々とこれを流すことなく、私たち自身が学校の現場に厳格な適用をお願いしてきているので、再びこのようなことが起こらないよう、対応していく必要がある。その意味では、再発防止策を具体的にどうしていくのかを、真剣に考えていく必要があると思う。

委 員 長： 具体的な再発防止策であるが、「改善を要する事項に対する措置状況は、6月9日までに監査委員へ報告する」とある。興委員の御指摘にもあったが、具体的な対応として考えていることはあるのか。

教育総務課長： 監査担当が2人しかいないので全校を回ることはできないため、毎年25校程度の実態を調査している。なかなかそれでは足りないので、年度当初に学校訪問を教育長以下で行っているが、今後はそのときに呼びかけ等をして徹底を図っていきたいと考えている。

興 委 員： あえて教育の現場に立ち入ることが必要かといえば、必ずしもそうではない。監査の立場で立ち入ったのは、今回は4校である。抽出で4校だけしか行かなかったのか。

教育総務課長： そうである。普通高校、商業高校、農業高校、工業高校の4つである。

興 委 員： こういう問題があったと指摘されているので、あえて裾野を広げる活動に時間をとるほうがいいのか。むしろ、このようなことから見えてきた問題点を総括して、その点にメスを入れた取組がファーストアクションとしてあっていいのではないかという感じがする。加えて、追加的に観察することはあってもいいと思うが、水平展開だけしていると本質を見失いがちなので、そのような二段対応でアクションをしてほしい。

加 藤 委 員： 重大な問題が起きたのかどうかは分からないが、もしこの問題点を挙げるとしたら、学校現場で遣うお金というものが、予算を申請して、その予算に雁字搦めになっていることではないか。予算外のことが起きたときに、その支払いはできない。しかし、子どもたちは今、必要としているし、PTAとしてはそのお金は遣ってもいいと言ってくれた結果として、起きたのではないか。あまりにも予算で縛られないような、予備費的な項目が学校にあれば防げたのかという気もする。そ

のところ分からないので、単純に「あつてはならない」と言われても、大事なことは子どもに対する教育なので、子どもの教育にとって必要なこと、例えば「材料がないので買わなければいけない、しかし不正支出はあつてはならないから今年の実習をなくす」というわけにはいかない。運用の仕方がどうなっているのかを聞きたい。

教育総務課長： 確かに、予算要求をしてそれなりの予算があれば公費で対応できたことがいくつかある。その点も含めて、このような指摘を受けたことは財務担当者にも連絡して確実に予算を取れるようにしていく。

財務課長： この内容を見ると、予算がないことが原因というわけではない。もちろん予算には上限があるので、中で優先順位をつけながら執行するのは当然である。しかし必要であれば、予算の中で執行できることであるので、内容的には安易に私費で執行してしまった案件なのだと思う。

教育監： ここで整理させていただく。まず、興委員の御指摘にあった、監査結果の「また、今後検討を要する事項として、教育委員会及び学校に対して「公費基準の明確化と厳格な適用」、「説明責任の履行」を求められた」と、11頁にまとめられた事例は、全く別のものである。つまりここにあるような、健康診断のときに医師に報酬を払ってしまったとか、工業系の学校で特殊な工具を購入してしまったなどの事例は、明らかに公費で支出しなければいけないもので、簡単に言えば学校側の誤りである。そのため、それについてはしっかり直さなければいけないし、それについての予算のことも、県として指導する必要がある。

指摘があったのは、例えば「県で教職員の研修をいろいろとやっているが、もっといろいろと勉強したい」という職員がいて、教育委員会主催でない研修に参加する際、どのように扱うのかという問題がある。学校サイドではそこまでの予算化はできないことが多い。もちろん、勉強してもらったことが子どもたちに還元されるわけであるが、そのようなケースをどのように明確化するのか。また、部活動で土日にまたがった引率などいろいろな形で多岐にわたった際、交通費や宿泊費などどこまでを公の予算で対応するのかなどを整理しなさいというのがその指摘であり、その意味でなかなか基準が明確になっていないこともある。しかしそれはそれで、事務局で適切な指示をする必要はある。

興委員： 今の説明であるが、最後のことはきちんと理解を得なさいということが求められているので、厳格な適用をするところもそうでないところと峻別されるべきである。そして、後者は説明責任があると言われている。

斉藤委員： 学校の事務室から県教育委員会へ、「このようなケースはどのように会計処理したらいいですか」というような問い合わせがあるのか。

教育監： 問い合わせがくることもある。

斉藤委員： 分からないときには問い合わせしてもらい、問い合わせがあったときに事務局で適切に指導してもらえれば、このようなことにはならな

ったということだ。どうしてもグレーゾーンがあるので、対応は難しい。そのときは「この場合はどうしましょうか」と聞いてほしい。

教 育 監： 実際には学校では、いろいろな行事であったり部活動であったり、支出をしていく場面は多い。そのようなときに、「このように支出する」と伝えることが重要なポイントである。

委 員 長： 説明責任もあるのではないか。

教 育 監： そうである。

加 藤 委 員： 過去にも交通費の問題で懲戒処分をしたことがあった。部活動の対外試合の際、公共交通機関を利用したとして交通費を請求したが、実際は車で生徒と移動していた。ただ、その実費も自分が負担しているので、公共交通機関の料金をもらっていても実際に計算してみると先生の負担のほうが多かった。しかし懲戒の対象となって処分された。このようなことを事務的に簡単にできるようにしてあげないと、公共交通機関を利用するつもりだったが、突発的なトラブルがあって車で送り迎えしようとなったときに対応できない。

委 員 長： 生徒の送り迎えは基本的に禁止である。

加 藤 委 員： 対外試合ではどうするのか。

委 員 長： 各自、現地集合しないといけないが、生徒の負担を考えて自己負担で送迎してしまう先生もいるようである。

加 藤 委 員： その行為を懲罰の対象とするのはいかがかと思う。

委 員 長： 事故の恐れもあるので、送迎はすべきではない。

加 藤 委 員： 保険をかけておけばいいのではないか。役所のルールはあまりにも細かすぎて、応用が効かないところがある。そのため、罪人を作るためにルールができていくように感じるものがなきにしもあらず、である。

委 員 長： 運用で現場が混乱する場面もあると思うので、迷ったら事務局に相談してもらい、その中で指導するようにしてほしい。

他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項3を了承した。

#### **報告事項4 静岡県行財政改革推進委員会「意見書」への対応**

委 員 長： 報告事項12頁「報告事項4 静岡県行財政改革推進委員会「意見書」への対応」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： この12頁であるが、補助教材のあり方が問題となって、昨年1月の定例会で「補助教材取扱いガイドライン」が配布された。そして、今年の2月に、「教義第880号」なので義務教育課からの通知だと思うが、適正化を図る通知が出されたとのことである。この通知について、もう少し具体的に説明してほしい。

- 義務教育課長： 昨年1月23日付けで「補助教材取扱いガイドライン」は周知した。  
しかし、平成26年度に新たに管理職になった先生もいるので、この「補助教材取扱いガイドライン」を周知するとともに、この県行財政改革推進委員会や県議会で議論されたこと、さらに改正地方公務員法の内容なども盛り込んで、通知を出したものである。
- 興 委 員： そうすると、昨年1月23日付けで出された「補助教材取扱いガイドライン」を基本として、新しい見直しを入れたということか。
- 義務教育課長： そうである。
- 興 委 員： 報告にある「今後も補助教材「取扱いガイドライン」を適正に運用するよう、各種会議等において引き続き指導していく」というのは、今後のいろいろな場において、ということだと感じるが、それでよいか。
- 義務教育課長： そうである。
- 興 委 員： 状況は理解できた。今回、改正地方公務員法などにも触れ、13ページのスケジュールに沿って、14頁にある具体的な区分表で内容が列挙されている。推進委員会の意見ということで出ているが、基本的にはこれを具現化していくというように思っている。
- 義務教育課長： 御承知のように、市町立学校は市町教育委員会が設置管理しているものである。特に、市町立学校に関するルール作りにおいては、市町において進めていただくわけであるが、まず県として対応を進めることとしている。県では県立学校を所管しているので、県立学校の教員向けのルールをまず整備する。それを市町に示す中で、市町にも同様のルールを整備していただき、県全体として改正地方公務員法に基づく補助教材の運用基準を整備していく予定である。
- 興 委 員： 昨年の12月県議会の場における高副知事の答弁で、「なぜ副知事の下で補助教材の審議をしていくのか」という質問に「担当の教育委員会があまり具体的なアクションをとらないので自分が対応している」というものがあつた。1月5日には副知事と会う機会があつたが、そこでは「ぜひ積極的に教育委員会でイニシアチブをとって、動いてほしい」と発言があつた。その後、個人的には入院したこともあつて具体的なアクションをとれなかったが、副知事の議会における答弁の趣旨は、「教育委員会として本来やるべきことを看過しすぎていたのではないか」、ということだったと思うので、思い切ってあるべき姿に向かつて積極的にアクションをとっていただきたい。そのことが教育委員会として必要なことであり、事務局においてもそのように対応してくれるようお願いする。
- 委 員 長： この件については、今後も引き続き報告していただきたい。  
他に異議はないか。
- 全 委 員： (特になし)
- 委 員 長： 報告事項4を了承した。

## 報告事項5 静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）の平成26年度進捗状況

委員長： 報告事項15頁「報告事項5 静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）の平成26年度進捗状況」について、中川情報化推進室長より説明願う。

情報化推進室長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

興委員： 推進にかかる経費はどれくらいなのか。

情報化推進室長： 第2期計画全体で、ということか。

興委員： それでもよいが、年度ごとの予算額でよい。予算あつての事業であり、このようなハードウェアの整備には予算がないと効果は期待できない。

情報化推進室長： 第2期計画全体の予算については手元に資料がないが、パソコン整備、教育総合ネットワークの運用管理にかかる予算を含めた情報化推進室の予算は約3億円ほどである。平成27年度も本年度同様の予算を計上させていただいている。

興委員： 例えば最初のICT環境整備については、平成26年度に14校、平成27年度には11校、のように具体的な数が出ているが、どのような形で具体的に執行していくのかを決める権限はそちらにあるのか。

情報化推進室長： パソコンの整備については、予算の上限もあるので一括ではなく、昭和60年度から順次、年度ごとに整備している。現在はパソコン教室のパソコンについては7年更新で順次更新している。つまり、パソコンは7年を経過した段階で更新整備をしているということであり、それに沿った整備計画が作られている。

委員長： 前回の移動教育委員会で菊川市に行ったときも、市町からICT環境整備の予算に対する要望があつたが、補助金のあり方も制限がある中で難しいとは思いますが、現場に即した予算をかけることで効果が上がると思う。情報技術はすぐに新しくなっていくので大変だと思うが、引き続きレビューをしていただきたい。

他に異議はないか。

全委員： （特になし）

委員長： 報告事項5を了承した。

## 報告事項7 第6回「地域とともにある学校づくり」検討委員会

委員長： 報告事項17頁「報告事項7 第6回「地域とともにある学校づくり」検討委員会」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

私もこの検討委員会に参加したが、とりわけ盛り上がったのが部活動のあり方についてであった。清宮氏からは、「学校の枠をはずした形のあり方の検討が必要ではないか」との御意見があつた。部活動指導に関しては、学校の先生だけでなく、例えばヤマハララグビーのスクー

ルのコーチであったり水泳のコーチだったり、地域の指導者などもっと柔軟に対応できないかということであった。部活関連の予算は大きく、8千万円くらいあるので、重点事業である以上はしっかりやってほしいという御意見であった。

ところで、来年度はコミュニティ・スクール推進は教育委員会で行うものの、部活動の推進は知事部局が担当するのか。

義務教育課長： 知事部局に置かれる委員会は、もっと大きなもので回数も多くは開催できないと考えられる。その位置付けとしては、総合教育会議に臨む際に、知事がアイデアを聴取するというイメージである。そのため、部活動に特化した議論が行われるわけではないと思うが、議論の中にそのような内容のものが出てくることは予想される。

興 委 員： 今日配られた別冊の提言であるが、8項目が挙がっている。これは引き続き検討とのことであるが、具体的にこれらは行政組織として考えていくと思ってよいか。総合教育会議にも関わっていくのか。

義務教育課長： そこまでは決まっていない。矢野委員長と相談した上で、最後の会議の中で出たものなので、「何らかの形で残しておく」という指示で記載したものである。どこの場所で実質的に議論していくかまでは決まっていない。

興 委 員： その8番目に「無気力・無関心に陥っている子どもが増えている現状に鑑み、行き場のない子どもたちの居場所をどのようにつくっていくか」とある。かつて、国全体で行き場のない子どもたちの居場所づくりをしたこともあったが、その事業はどうなったのか。

社会教育課長： その事業は、放課後児童クラブとあわせて、今後ますます推進していこうということで、国としても力を入れているものである。

興 委 員： 自分が東京にいた時代に関わった事業である。

社会教育課長： 放課後児童クラブは少し性格が違うので、時間をかけてすり合わせをしている。

興 委 員： この問題は極めて重要な問題なので、どの場がいいかは別として、引き続きお互いにアンテナを張りながら対応してほしい。

加 藤 委 員： この場合の「居場所」とは学校であると思うが、それでよいか。

義務教育課長： 「学校に限らない」と発言したのはピアニストの仲道氏であった。学校外であるが、公的な空間や公共サービスのものになるとどうしても受身になってしまうという問題提起もあり、国費が投じられている事業も重要であり有効であるが、そうではない場所の確保を意識されていたようである。

加 藤 委 員： それは、今の社会的な状況を改善しない限り解決しない。例えば、今や公園は老人のものとなっていて、子どもがボール遊びをしたり騒いだりすると、必ず市に苦情が行って、その後「公園内ではボール遊びをしてはいけません」という立て看板が掲げられる。それだけではなく、保育園の近所からは「保育園児がうるさくて仕方がない」「保育園を別の場所へ移転させてほしい」「保育園児を外へ出さないでくれ」な

どの要望が寄せられ、保育園では仕方なく屋内だけで活動している、という状況も聞いている。今の社会の中で、子どもの行き場を大人、特に老人が塞いでいるという状況があり、これを変えていく、または老人は排除するけれども子どもは来てもいいという場所を作っていく限り、老人パワーに負けてしまう。

興 委 員： 子どもの居場所づくりという施策は、それぞれの所掌する世界を超えて総合的にやることによって、子どもたちや社会を変えていこうという方針で出されたものである。持っている能力を最大限発揮することによって、居場所づくりをやろうというのが趣旨であったと思う。その意味では、今の加藤委員の御発言の状況は、かなり前のことである。その前からこの施策の取組がなされていて、かつ予算も継続しているのであれば、むしろそのようなアピールをすることによって、意識の改革をつなげていく対応が必要なのだろうと思う。何が必要なのか、少し教えていただくとありがたい。

委 員 長： 仲道氏はその発言の後にすぐお帰りになったが、具体的にはピアノはプライベートでレッスンをするので富裕層にしか学ぶチャンスがない、経済的負担が大きくやりたくてもできない人の環境をどうしていくかの議論は時間的に行われなかった。

興 委 員： 意見が錯綜したようである。メニューが非常に多かったので、それぞれが関係する提案をし、それに対して審議しようということだった。富裕層だけではなくありとあらゆる組織を活用して、子どもたちの居場所づくりをしようという施策であり、みんなが手を挙げたのである。

委 員 長： 今回の会議では時間の制限があつて、議論を深めることができなかったという印象である。

加 藤 委 員： 先日見たジャーナリストの検証で、ネットによる犯罪に関するものがあった。「今の子どもたちは、実際の公園や公民館など集まれる場所から締め出され、居場所はインターネットの世界、バーチャル空間だけになっている。そして、そこで犯罪が起きている」という話を聞いて、当たっていると思った。大人の都合で子どもたちはどんどん居場所を失って、「静かにしていればいい」として静かにスマホを使っているが、その中では何をやっているのか。子どもたちが連れ立って遊べるような場所を意識的につくってあげないと、子どもたちはどんどん暗い場所に入ってしまう。

教 育 監： 私もこの会議に出席させていただいたが、あの場では皆さんがいろいろな意見を出してくれた。先ほどの居場所の問題についても、貧困の問題、無関心の問題なども出てきたし、ある意味では放課後児童クラブに対して否定的な意見も出てきた。まだこれから、誰がどこに提言していくのかも含めて、いろいろ議論していく。最初の部活動についても、中体連や高体連なども単語としては出くるが、具体的な議論はこれからであるという印象であった。

委 員 長： 宿題がいろいろ出てきて、どうするかという着地点はまだ見つかって



いない状況である。

加藤委員： 「まず全部情報を集めて、最適な方法を選ぼう」と考えていたら、何も始まらない。まずやってみて、ぶつかりながら解決していくくらい  
の乱暴なスタンスをとらないといけない。10年後の子どもたちではなく、  
今の子どもたちを救うことが大事である。

委員 長： 次年度以降、所掌が分かれると思うので、さらに機動力がアップする  
のではないか。期待したい。  
他に異議はないか。

全委員： （特になし）

委員 長： 報告事項7を了承した。

### 報告事項8 児童生徒の安全に関する緊急確認調査について

委員 長： 報告事項18頁「報告事項8 児童生徒の安全に関する緊急確認調査に  
ついて」、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

興委員： 新聞でも先ほどの説明と同じく、これだけの件数の違いには「おそれ  
がある」の事例についての考え方にギャップがあるからと書かれていたが、  
類型1と類型2で異なっており、類型1はそれで説明が付くと思  
う。しかし、類型2は「学校外の集団との関わりの中で、その生命  
又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの」であり、「学  
校外の集団との関わりの中で」で少なくともそのような関係があるこ  
とを関係者が承知していることが前提である。今回の川崎市の事例も  
学校内の出来事ではなく、学校内でフォローできないとしても社会全  
体のことであるので、むしろ2（2）が重要なデータであると思う。  
類型2は学校内だけではカバーできない問題なので、県内ではその対  
象が7人とのことであるが、アンテナを張っていく努力が必要である  
と思う。

加藤委員： 川崎市の事例が非常に残酷で強烈な印象を与えたので、少年犯罪が急  
激に伸びているかのように感じられるが、過去の統計で調べてみると、  
日本全体として非行による子ども同士の障害事件は、十数年前にピー  
クを迎えて以後は減少している。今回の事件は、その減っている過程  
の中での事件ではあるが、報道機関がセンセーショナルに取り上げた  
ことで、衝撃的に受け止められている。しかし、日本全体で非行によ  
る傷害事件は、むしろ右肩下がりであるという話を聞いた。それにつ  
いてはどうか。

義務教育課長： 児童生徒の問題行動調査によると、暴力行為は平成24年度から平成  
25年度にかけては少し増えている状況である。しかし、波がある中での  
ことなので、突出して増えているとまでは言えない。ただ、御指摘にあ  
ったように、センセーショナルに取り上げられてしまうと、一つの事案

が全ての事案を代表するかのように取りざたされる傾向はある。

加藤委員： もう一つ、気になっていることがある。「社会からネグレクトされている子どもたちについて、静岡県ではもっと熱心に取り組むべきではないか」ということを以前の定例会でも申し上げた。「文部科学省が指示してきたので対応する」ということではなく、義務教育として教育を受ける権利と義務があるにもかかわらず、親のネグレクト、地域のネグレクト、それから児童相談所のネグレクト、公的機関のネグレクトで、把握されないままの児童生徒もいる。これは今回の調査基準の「7日以上」というレベルではなく、報道によれば数年間、教育を受けずにさまよっていた子どもがいたのである。そのようなことを洗い出していくことが必要である。確かに川崎市のような問題もあるが、これに惑わされるより、大きな傾向の中で出てきた課題を一つ一つ減らしていくことがより重要である。

なお、公的機関のネグレクトについてであるが、公的機関はアリバイ作りや責任逃れをする傾向がある。行政機関や警察では「できれば穏便に済ませる」と言いながら、ネグレクトをしているケースがある。学校でもそうである。そのように、公的機関は本来、児童生徒を保護しないといけない立場にいるのに、ネグレクトをして「もう少し様子を見よう」と言っている間に大きな事件につながってしまう。そのようなことを何とか解消していかないと、問題は解決しないと思う。川崎市の事件もそうである。暴力を最初に受けたときに、被害者の友達が集まって加害者の家へ訴えに行ったとき、警察が現場に行って「騒ぐな」として解散させることはした。しかし、「なぜ子どもたちが集まって訴えに来たのか」については調査しなかった。その結果として起きた事件である。被害の訴え方が子どもたちは稚拙かもしれないが、被害の訴えがあったことに対して、警察の対応にももう少し真剣味があれば防げた事件かもしれない。そのようなところは問題にはされないが、警察にしても児童相談所にしても、ある種の責任逃れによるネグレクトが行われていることは事実である。そこを直していかないといけないのではないかと思う。

興委員： 家庭環境が崩壊に近いケースを聞いたことがある。「子どもたちが学校へ行って、体力を使い果たして精根尽きて自宅に帰って、そのまま倒れて寝てしまうほうありがたい」と思っている家庭があることが、他の教育委員会で現実に起きている。放課後のクラブ活動でも、「文化系の活動ではなく体育系の活動で身体を使ってほしい」という要望もあると聞いている。事実確認をしているわけではないが、そのような問題は静岡県でも起きていないのか。

委員長： 昔の柔道部や剣道部は、そのような傾向があったかもしれない。警察の道場でも練習して更生していくということも行われていた。今は少子化で部活動も縮小しており、そのような子が放置されているというおそれもある。

渡 邊 委 員： 先日の公安委員会との意見交換会でも、警察の指導員がそのような子に体験プログラムへの参加を促しているが、保護者の同意が得られなければ参加させることができないという報告があった。もう一歩踏み込んで、保護者が「どうぞお願いします」と言わない場面でも、もう少し積極的に声掛けをしていただければ、犯罪に向かう芽が少しは摘めるのではないかと感じる。教育機関と警察関係者の連絡を密にして、少しでも多くの子どもたちが通常の活動に戻ってこれることができればいいと思う。

加 藤 委 員： 難しいのは、高校を退学してしまうと学校側が関係を持ってないことである。川崎市の事件の加害者3人は、何らかの形で高校を中退して学校の外にいた少年たちである。そして義務教育の生徒が、その3人の被害にあった。そうであれば、学校を離れている少年たちの指導は、学校では手を差し伸べようがないので、警察の少年課にしてもらわないといけないと思う。

興 委 員： 学校の外であればそうであるが、「子どもには疲れ果てて帰宅させてほしい」と願う家庭があるように、社会環境全体が脆弱となっているその意味では、人を育てるためには、学校も大事だし、家庭も大事だし、社会全体も大事である。そのことも含めて、「そのような問題が県内にはない」と言い切れればありがたい。

委 員 長： 今大事なものは、類型2で挙がっている7人にどのように対応するかであるが、その主語が見えてこない。誰が「安全確保に努めるよう指導する」のか。誰が「警察や児童相談所等と情報を共有し、関係機関と連携した組織的な対応を一層強化する」のか。実際にその7人と膝を交えて対応するのは誰なのか。これが見えてこない。川崎の事件と同じことが、県内でも起こりうるのである。先日の公安委員会との意見交換会でも、補導された経験のある子が学校に復帰した際、彼ら自身も馴染めないが、学校側も腫れ物に触るような形で切り捨てられるという状況が報告された。その結果、居場所がなくなって犯罪に走ってしまうのではないかと。昔は学校でも、柔道部の先生など、熱血の部活の顧問が対応してくれたが、体罰が併設していることが多く、今の時代にはそぐわなくなっている。すぐの解決が難しい問題である。

加 藤 委 員： 類型2の該当者は、義務教育で7人だが高校では0人である。川崎の事件では、中学生1人に対し3人の少年が犯罪に関わった。そのことを考えると、静岡県7人に対して、学校に行っていない高校レベルの子どもたちが21人関わっている計算になる。そうであれば、学校だけで対応できることではないので、地域の警察、特に少年課と連絡を取りながら対応していく必要がある。

委 員 長： 総合教育会議でも話し合っていくべきかもしれない。

齊 藤 委 員： 公安委員会との意見交換会でも、万引きや自転車泥棒など、軽微な犯罪のときに捕まってしまうほうが、そこから再スタートできるため、結果的には良かったという話であった。

- 加藤委員： 今回の川崎市の事件は、加害少年から「万引きしろ」と言われて断ったことから暴力が始まったと言われている。
- 斉藤委員： 学校の手には負えないのはよく分かるので、学校と警察がどのように協力体制をとっていくのかがとても大切である。警察でもサポートセンター等でがんばってくれている人がいる。
- 加藤委員： 少年課の警察官は、いざ事件が起きたときには「あのグループがやったのではないか」など推察できるほど、地元の非行少年の情報を非常に多く持っている。しかし、学校はそのような情報を持っていない。今回のように、被害にあったのが中学生であれば、中学生の被害者の代わりになって、「最近になって学校に来ていない生徒がいるが、それについての情報はないか」と聞けば、少年課が掴んでいて教えてくれる可能性はある。
- 委員 長： 情報共有や警察のサポートセンターとの連携など、事件が起きてから動くのではなく、その前に踏み込んで対応方法を検討してほしい。
- 教育 長： 本県では類型1と類型2を合わせて17件を把握しているので、この子どもたちが今、どのような対応をされているのか、次回までに追跡調査をして御報告する。
- 委員 長： それでは継続して追跡調査をお願いする。  
他に異議はないか。
- 全委員： (特になし)
- 委員 長： 報告事項8を了承した。

## 報告事項9 静岡県指定文化財の指定等について

- 委員 長： 報告事項19頁「報告事項9 静岡県指定文化財の指定等について」、増田文化財保護課長より説明願う。
- 文化財保護課長： <報告事項についての説明>
- 委員 長： 質疑等はあるか。
- 興委員： 文化財が県指定された場合、文化財の状態を維持するために必要な経費は、補助金として県費で賄われるのか。
- 文化財保護課長： 美術工芸品の場合、修理費用の半額を県費で負担する。
- 興委員： 文化財を所有しているだけではお金は出ないのか。文化財指定されて修理等をしないと出ないということか。
- 文化財保護課長： そうである。なお、今回指定された文化財は、修理は考えていない。現時点ではこのままで保存していく方向である。
- 興委員： 了解した。
- 委員 長： ぜひ機会があれば、移動教育委員会等で見てみたいと思う。  
他に異議はないか。
- 全委員： (特になし)
- 委員 長： 報告事項9を了承した。

【会議の非公開】

委員長：ここで会議を非公開とする。

＜非＞第69号議案 平成27年度再任用教職員の決定

※非公開

＜非＞第70号議案 平成26年度末教職員人事異動

※非公開

＜非＞第71号議案 平成27年度教科用図書選定審議会委員の任命

※非公開

＜非＞報告事項10 平成27年度新規採用教職員、再任用教職員の決定について

※非公開

＜非＞第72号議案 静岡県文化財保護審議会臨時委員の任命

※非公開

＜非＞報告事項11 平成26年度条件附採用教職員（6月）の正式採用について

※非公開

＜非＞第73号議案 平成26年度永年勤続者表彰被表彰者（追加）の決定

※非公開

【閉会】

委員長：以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成26年度第24回教育委員会定例会を閉会とする。